

# さつま町ネーミングライツパートナー募集要項

## 1. 募集目的

町が保有する公共施設等（以下「施設」という。）の名称に、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を導入することにより、民間企業等の広告機会の拡大、施設等の魅力向上など、官民連携による地域活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とします。

## 2. 対象施設の概要

次の施設を一括して募集します。

### (1) さつま町宮之城屋内温泉プール

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 薩摩郡さつま町時吉1743番地                                                   |
| 施設概要  | 【竣 工】昭和62年<br>【構 造】鉄筋コンクリート造<br>【床 面 積】1,750.02㎡<br>【概 要】25m×9コース |
| 管理体制  | 直営                                                                |
| 利用実績  | 年間約29,000人（令和6年度）                                                 |
| 開館時間  | 午前10時から午後9時まで<br>ただし、土曜日、日曜日は、午前10時から午後7時まで                       |
| 休 館 日 | 12月28日から翌年の1月4日まで<br>毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日 |
| 法 令 等 | さつま町社会体育施設条例及び同施行規則                                               |

### (2) さつま町宮之城トレーニングセンター

|       |                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 薩摩郡さつま町時吉1743番地                                                       |
| 施設概要  | 【竣 工】平成6年<br>【構 造】鉄筋コンクリート造<br>【床 面 積】637㎡<br>【概 要】バレーコート1面、トレーニングルーム |
| 管理体制  | 直営                                                                    |
| 利用実績  | 年間約7,000人（令和6年度）                                                      |
| 開館時間  | 午前9時から午後10時まで<br>ただし、土曜日、日曜日は、午前9時から午後8時まで                            |
| 休 館 日 | 12月28日から翌年の1月4日まで<br>毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日     |
| 法 令 等 | さつま町社会体育施設条例及び同施行規則                                                   |

### 3. 愛称命名の条件

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から住民の理解が得られるものとします。
- (2) 住民や施設等利用者の混乱を避けるため、利用者等において愛称の後部に正式名称を入れる場合があります。  
(例) ○○○○プール（さつま町宮之城屋内温泉プール）  
○○○○トレーニングセンター（さつま町宮之城トレーニングセンター）
- (3) 使用することができない愛称  
以下の愛称は使用することができません。
  - ①人権侵害、各種差別又は名誉き損のおそれのあるもの
  - ②法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ③他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
  - ④氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
  - ⑤非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
  - ⑥世論が大きく分かれているもの
  - ⑦本町があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
  - ⑧本町の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
  - ⑨その他不適切であると認められるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。  
ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本町とネーミングライツパートナー（愛称を付ける権利を得た法人等をいう。以下同じ。）とで協議の上、その可否を決定するものとします。

### 4. 愛称の契約期間

原則、令和8年4月1日から3年以上とします。

### 5. 命名権料（ネーミングライツ料）

希望命名権料：年額50万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、年額50万円未満を希望する場合も申込みは可能です。提案のあった愛称の使用期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を決定します。

### 6. 費用負担

本町とネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

| 区分                                      | 町 | ネーミングライツ<br>パートナー |
|-----------------------------------------|---|-------------------|
| 敷地内外の看板等の表示変更（※１）                       |   | ○                 |
| 契約期間終了後の原状回復                            |   | ○                 |
| 町作成のパンフレット、封筒等の印刷物<br>や町ホームページの表示変更（※２） | ○ |                   |

※１ 敷地外や新規の看板設置等は、本町や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。なお、屋外への看板設置については、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)などの関係法令を遵守していただきます。

※２ 印刷物については、すべての表示の変更を確約するものではありません。残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

## 7. 命名権料（ネーミングライツ料）の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本町が発行する納付書により4月末日までに一括してお支払いいただくことを基本とします。ただし、1年に満たない年度（初年度等）においては、月割りの額（1月に満たない場合は1月とし、この場合に千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額とする。）を算出し、納付書に定める期限までに一括で納入するものとします。

また、感染症、自然災害及び改修工事など町が施設の利用を制限し、施設を閉鎖する場合があっても、ネーミングライツ料は原則、返還しないものとします。

## 8. 応募資格

本町のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と責任をもって安定的に実施することができる法人格を有する団体とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、応募することが出来ません。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行うものその他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (5) 投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律に定めがない医療類似行為を行うもの
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- (9) 本町から指名停止を受けているもの
- (10) 法人町民税等の租税公課を滞納しているもの（国税・県税を含む）

- (11) さつま町が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成27年さつま町告示第138号）に基づく入札参加除外措置を受けているもの
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- (13) その他町長が適当でないと認めるもの

## 9. 提案書の申込方法等

### (1) 提案書の申込

提案の申込に当たっては、次の書類を提出してください。

なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② ネーミングライツパートナーの概要調書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

※複数の事業者で構成されるグループによる申込の場合は、構成する事業者についてそれぞれ作成してください。

### ④ 添付書類（原則A4版）

ア 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）

イ 印鑑登録証明書

ウ 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（収支計算書）など、経営状況の分かるもの

エ 法人町民税等の租税公課の未納がないことを証するもの（国税・県税を含む）

オ 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）

カ 変更又は新設したい看板等の設置位置、デザイン等（任意様式）

※ア、イ及びエについては、申込日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

### (2) 提案書の募集期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月31日（金曜日）まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、FAX及びメールは不可とします。

#### ① 郵送する場合

募集期間内に「(4) 提案書の受付場所」宛てに郵送ください。

なお、募集期間最終日必着とします。

#### ② 持参する場合

募集期間内に「(4) 提案書の受付場所」に提出ください。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで（土日祝日の閉庁日を除く）とします。

※申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。

### (4) 提案書の受付場所

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町役場 財政課 管財契約係

## 10. 質問書の受付

- (1) 受付期間  
令和7年9月1日（月）から 令和7年9月30日（火）まで
- (2) 提出方法  
質問書（様式4）により、FAX又は電子メールで受け付けます。  
FAX番号：0996-52-3514  
メールアドレス：za-kanzai@satsuma-net.jp
- (3) 質問書への回答  
令和7年10月10日（金）までに町ホームページに回答を掲載します。

## 11. 選定方法

提出された提案書類を基に、さつま町ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者が複数である場合は、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、1者である場合にあっては優先交渉権者に係る審査を行い、選定します。

なお、審査の結果、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本町が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

- (1) 審査項目  
選定委員会が次の審査項目に沿って、提出された書類を基に内容等について、総合的に審査を行います。

| 審査項目     | 審査内容                                   |
|----------|----------------------------------------|
| 愛称       | 親しみやすさ、分かりやすさ、施設イメージとの整合性              |
| 命名権料     | 応募金額の妥当性                               |
| 契約期間     | 提案期間の妥当性                               |
| 経営状況の健全性 | 決算報告書、事業報告書等による経営の健全性                  |
| 社会への貢献度  | 地域貢献の内容、施設の魅力向上に関する提案内容、町内の事務所・事業所等の有無 |

- (2) 審査結果の通知及び公表  
審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、本町ホームページで優先交渉権者を公表します。

## 12. 契約の締結

選定結果を受けて、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行い、協議が整えばネーミングライツパートナーとして契約を締結します。

優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと町が判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と契約締結について協議を行います。

### 13. 契約の解除

契約締結後でも、応募資格の要件を満たさないことが判明した場合や、法令等に違反やネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合やその他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本町は契約満了を待たず契約を解除できることとします。この処分を行う場合は、可能な限り事前にネーミングライツパートナーから事情聴取を行い、ネーミングライツパートナー選定委員会による審議を経て、処分を決定するものとします。ただし、違反が重大で、かつ、緊急性がある場合は、この限りではないものとします。

その場合には、既納のネーミングライツ料は返還しないものとします。

既に看板等の設置を済ませている場合や施設表示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

### 14. 契約の更新

本町は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称変更による住民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、原則として優先的に交渉できるものとします。

### 15. リスク負担

#### (1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツパートナーの施工が原因の看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

#### (2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本町とネーミングライツパートナーが協議の上、リスク負担を決定します。

### 16. その他

#### (1) 情報の取扱

① 契約に至らなかった応募・提案については、公表は行いません。

② 団体等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。